

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 ご利用の手引き



岩倉市

目次

はじめに	1 ページ
制度の概要	2 ページ
制度を利用できる方	3 ページ
手続きの流れ	4 ページ
宣誓に必要な書類	6 ページ
宣誓後の手続等	8 ページ
受理証明書等の返還	10 ページ
無効となる宣誓	11 ページ
自治体間連携	12 ページ
岩倉市での継続の手続き（申告）の流れ	14 ページ
申告に必要な書類	16 ページ
Q & A	18 ページ
【参考】パートナーシップの宣誓ができない関係	21 ページ

はじめに

岩倉市は、国の男女共同参画社会基本法制定に先立つ1998年（平成10年）に策定した「岩倉市女性行動計画」に続き、性別にかかわりなく、市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮でき、生きやすい社会の実現を目指して2011年（平成23年）に「岩倉市男女共同参画基本計画」を策定しました。その後、社会情勢を踏まえ、同計画の改定を行い、各種施策に取り組んできました。

この度、一人ひとりが互いの人権を尊重し、性の多様性への理解を深めるとともに、性的少数者をはじめ、様々な事情によって婚姻制度や養子縁組制度を利用できないことから悩みや生きづらさを抱える市民の気持ちに寄り添い、地域とともに支え合いながら、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するために、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を制定しました。

当制度は、お互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した2人がパートナーシップにあることを市に宣誓し、市がその宣誓書を受理したことを証明する制度です。

婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税金の控除等）が生ずるものではありませんが、様々な事情によって婚姻制度や養子縁組制度を利用できないことから悩みや生きづらさを抱える市民が少しでもその悩みや生きづらさを和らげ、安心して生活できるよう尊重することを目的としています。

当制度の制定により、一人ひとりが人権について考え、性の多様性への理解を深める機会となることを願っています。

制度の概要

当制度は、お互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した2人がパートナーシップにあることを市に宣誓し、市がその宣誓書を受理したことを証明する制度です。

また、お2人に実子または養子を始めとした近親者等の家族がいらっしゃる場合は、併せてファミリーシップを宣誓することができます。ファミリーシップを宣誓すると、実子または養子を始めとした近親者等の氏名や生年月日が受理証明書や受理証明カードに記載されます。

受理証明書や受理証明カードを市役所の窓口に提示いただくことで、パートナーや家族として利用可能な手続きがあります。

※当制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税金の控除等）が生ずるものではありません。

パートナーシップとは

お互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した2人の関係のことです。

ファミリーシップとは

パートナーシップにある2人の双方または一方の実子または養子を始めとした近親者等を含め、家族であることを約束した関係のことです。

制度を利用する方

(1) パートナーシップの宣誓ができる方

宣誓をするには、パートナーシップにあるお2人が、次の要件すべてを満たしている必要があります。

- 双方が成年（満18歳以上）に達していること。
- 双方の住所について、次のいずれかであること。
 - ・双方または一方が岩倉市内に住所を有すること。
 - ・宣誓をしようとする日から3ヶ月以内に双方または一方が岩倉市内への転入を予定していること。
- 双方に配偶者（事実婚含む）がないこと。ただし、宣誓者同士が事実婚の場合は対象。
- 双方が宣誓しようとする相手以外の者とパートナーシップまたはそれに類する関係ないこと。
- 双方が民法に規定する婚姻できない続柄（直系血族、3親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと。（21ページ「パートナーシップの宣誓ができない関係」参照）
ただし、宣誓者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている場合は対象。

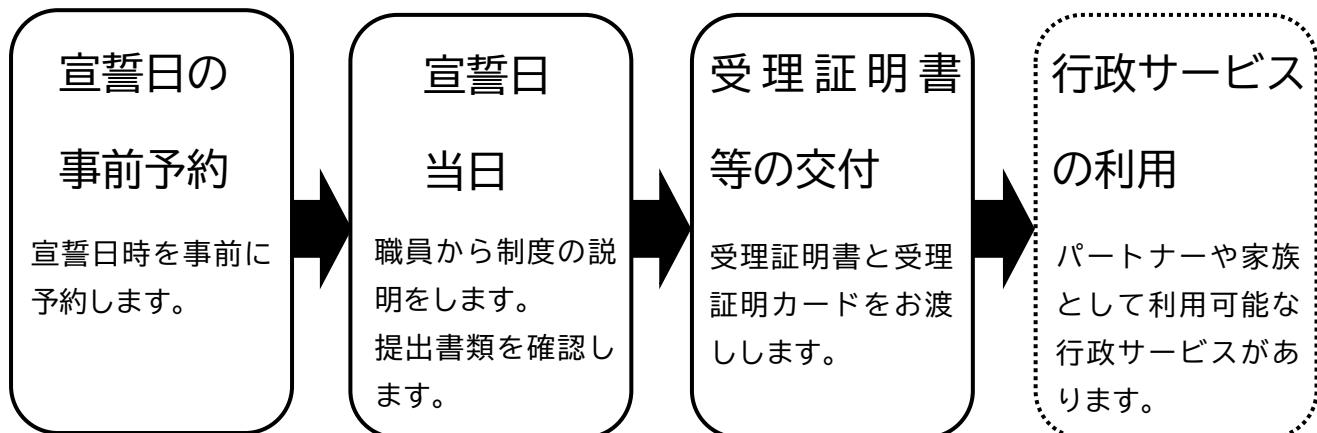
(2) ファミリーシップに含めることができる方

実子または養子を始めとした近親者（3親等内の者）、その他市長が適当と認める者。

※ファミリーシップにある近親者等が成年に達していない（満17歳以下）場合、宣誓をしようとするお2人の双方または一方と生計が同一である必要があります。（ただし、就労により生計を別にする場合は対象）

手続きの流れ

※岩倉市に転入する前に連携先自治体において、宣誓に相当する行為をし、受理証明書等に相当する書類の交付を受けた者が岩倉市で継続の手続きをする場合は12~17ページをご覧ください。



(1) 宣誓日の事前予約

宣誓を希望される日の原則7日前までに、下記の申込フォームから予約をしてください。
申込フォームでのお申込みが難しい場合は、電話にてお申込みください。

(岩倉市協働安全課 電話番号：0587-38-5803 ※平日8:30～17:00)

下記二次元バーコードを読み込むか、下記URLをブラウザのアドレスバーに入力してください。



<https://otetsuzuki.jp/iwakura-city/application-services/1180d706-cea4-4cac-8c76-50c4ce89e007>

申込時には下記の確認事項をお伝えいただきます。確認事項をお伝えいただいた後、市から宣誓日時等の連絡をします。

- 宣誓者お2人の氏名
- 連絡先（日中に連絡が取れる電話番号及びメールアドレスを教えてください。）
- 宣誓希望日（月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）の間で希望日を教えてください。）※調整のため、第5希望までお伝えください。状況等によりご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
- 宣誓希望時間（午前9時30分から午前11時までと午後1時30分から午後3時までの間で希望時間を教えてください。）
- 市外から市内への転入予定の有無 ●通称名の使用希望の有無
- ファミリーシップの宣誓の有無（子どもや三親等内の近親者等を家族として受理証明書等に記載することを希望しますか。）

(2) 宣誓日当日

予約の日時に宣誓に必要な書類（次ページに記載）をご持参のうえ、お2人で指定の場所までお越しください。（個室を用意します。）

(3) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等の交付

宣誓書などの必要書類を提出後、1週間程度で受理証明書等を交付します。

※宣誓書提出後、内容確認等に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

交付書類	交付数
岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書	1
岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード	2※

※…ファミリーシップに含める近親者等が受理証明カードの交付を希望し、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード交付申出書を提出した場合、近親者等へ受理証明カードを交付します。

●市内へ転入予定者の宣誓について

宣誓日当日時点でお2人とも岩倉市内に住所がない場合、転入予定者受付票を交付します。

宣誓日当日から3か月以内に市内に転入し、以下の書類を提出してください。

提出書類
・転入予定者受付票
・岩倉市内への転入の事実を証明する書類
（住民票の写しまたは住民票記載事項証明書）※提出日以前3か月以内に発行されたもの

転入の事実が確認できた後に受理証明書等を交付します。

(4) 制度利用者が活用可能な岩倉市の行政サービス

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度及び愛知県ファミリーシップ宣誓制度の利用者が活用可能な行政サービスについては、岩倉市ホームページをご覧いただくな、市役所6階協働安全課までお問い合わせください。

宣誓に必要な書類

宣誓日当日には、以下の（2）～（9）の書類をお持ちください。

（1）岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

宣誓日当日にご記入いただきます。

（2）お2人の「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」

※宣誓日以前3か月以内に発行のもの。

※個人番号（マイナンバー）、本籍、住民票コードの記載は不要です。

※お2人が同一世帯になっている場合は、世帯全員の記載があれば、1通で構いません。

※市内へ転入予定の方は（3）の書類を提出してください。

（3）「転出証明書の写し」等その事実が確認できる書類

※市内へ転入予定の方のみ。

（4）お2人の現に婚姻をしていないことを証明する次のいずれかの書類

- ・独身証明書
 - ・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
 - ・外国籍の方は、外国の官憲（在日大使館等）の交付する「婚姻要件具備証明書」または「独身証明書」とその「日本語の翻訳文（翻訳した者の氏名を記入したもの。）」
- ※宣誓日以前3か月以内に発行のもの。

(5) お2人の本人確認書類（提示のみ）

顔写真付きのものは1点、顔写真がないものは2点お持ちください。

※有効期間、有効期限の定めがあるものについては、その有効期間内、有効期限までのもの。

1点の提示で足りるもの	2点の提示で足りるもの
<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード（マイナンバーカード）・運転免許証・旅券（パスポート）・在留カード・その他、官公署が発行した免許証、許可書、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険、健康保険等の資格確認書・年金手帳・国民年金、厚生年金保険の年金証書・学生証、法人が発行した身分証明書

(6) 通称名を使用していることを確認できる書類

※性別違和感等の理由により、通称名の使用を希望する場合のみ。

※受理証明書や受理証明カードの裏面には戸籍上の氏名が記載されます。

通称名で届いた郵便物や通称名が記載された会員証、診察券、社員証、学生証など

(7) 近親者等である事実が確認できる書類

※ファミリーシップを宣誓する場合のみ。

※宣誓日以前3か月以内に発行されたもの。

「戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）」または「戸籍全部事項証明書」など

（上記（2）、（4）の書類で確認できる場合は省略できます。）

(8) 近親者等の記載に関する同意書

※15歳以上の近親者等のファミリーシップを宣誓する場合のみ。

※15歳以上の近親者等本人の署名が必要です。

※15歳以上の近親者等本人の本人確認書類の写しを添付してください。

(9) 岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード 交付申出書

※ファミリーシップに含める近親者等が受理証明カードの交付を希望する場合のみ。

宣誓後の手続等

下記の（1）から（3）の手続きについては、市役所6階協働安全課までお越しください。

（1）受理証明書等の再交付

受理証明書等を紛失、毀損、汚損等した場合には、再交付の申請ができます。

【お持ちいただくもの】

- 毀損し、または汚損した受理証明書等 ※紛失の場合を除く
- 本人確認書類（提示のみ）

（2）記載事項の変更

宣誓書に記載した内容について、下記のような変更があった場合は、変更の手続きが必要です。

ア 改姓、改名、住所の変更の場合

【お持ちいただくもの】

- 「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」
※提出日以前3か月以内に発行されたもの。
- 交付された受理証明書
- 交付された受理証明カード（交付数全て）
- 本人確認書類（提示のみ）

イ 通称名の記載の場合

※受理証明書や受理証明カードの裏面には戸籍上の氏名が記載されます。

【お持ちいただくもの】

- 通称名を使用していることを確認できる書類
通称名で届いた郵便物や通称名が記載された会員証、診察券、社員証、学生証など
- 交付された受理証明書
- 交付された受理証明カード（交付数全て）
- 本人確認書類（提示のみ）

ウ 近親者等の追加の場合

【お持ちいただくもの】

●近親者等である事実が確認できる書類

「戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）」または「戸籍全部事項証明書」など

※提出日以前3か月以内に発行されたもの。

●近親者等の記載に関する同意書

※15歳以上の近親者等のファミリーシップを宣誓する場合のみ。

※15歳以上の近親者等本人の署名が必要です。

※15歳以上の近親者等本人の本人確認書類の写しを添付してください。

●交付された受理証明書

●交付された受理証明カード（交付数全て）

●本人確認書類（提示のみ）

エ 近親者等の削除の場合

【お持ちいただくもの】

●岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書

※15歳以上の近親者等の場合のみ。

※15歳以上の近親者等本人の本人確認書類の写しを添付してください。

※近親者等の死亡による削除の場合は申立書の提出は不要です。

●交付された受理証明書

●交付された受理証明カード（交付数全て）

●本人確認書類（提示のみ）

（3）宣誓内容証明書の交付

民間サービス等を利用する際に事業者等から宣誓に関する書類の原本の提出を求められた場合は、市に宣誓内容証明書の交付を申請することができます。

申請者は、受理証明書等に記載された宣誓者及び近親者等に限ります。

【お持ちいただくもの】

●本人確認書類（提示のみ）

受理証明書等の返還

下記のいずれかに該当するときは、受理証明書等を返還する必要があります。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の双方が共に市内に住所を有しなくなったとき。
(連携自治体へ転出した場合を除く。)
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
(近親者等と引き続きファミリーシップ関係の継続を希望する場合を除く。)
- (4) 宣誓が無効となったとき。
- (5) その他、返還すべき事由が生じたとき。

該当するときは、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届に受理証明書等を添えて、提出してください。

なお、受理証明書等について、紛失その他やむを得ない理由があるときは、その旨職員にお伝えください。

【お持ちいただくもの】

- 岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届
- 交付された受理証明書
- 交付された受理証明カード（交付数全て）
- 本人確認書類（提示のみ）

※返還後、受理証明書等に記載される交付番号を市ホームページで公表します。

無効となる宣誓

下記のいずれかに該当する宣誓は、無効となります。

なお、宣誓が無効となった宣誓者は、10 ページの返還の手続きを行う必要があります。

- (1) 宣誓書に記載した事項に虚偽があったとき。
- (2) 受理証明書等を不正に利用し、または偽造し、若しくは変造したと市長が認めるとき。
- (3) 宣誓できる要件を満たさなくなったとき。
- (4) 転入予定者として宣誓したが、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

※（3）に該当する場合は、当該規定に違反する事由が生じたときから将来に向かってのみ無効となります。

※無効となった場合は、受理証明書等に記載される交付番号を市ホームページで公表します。

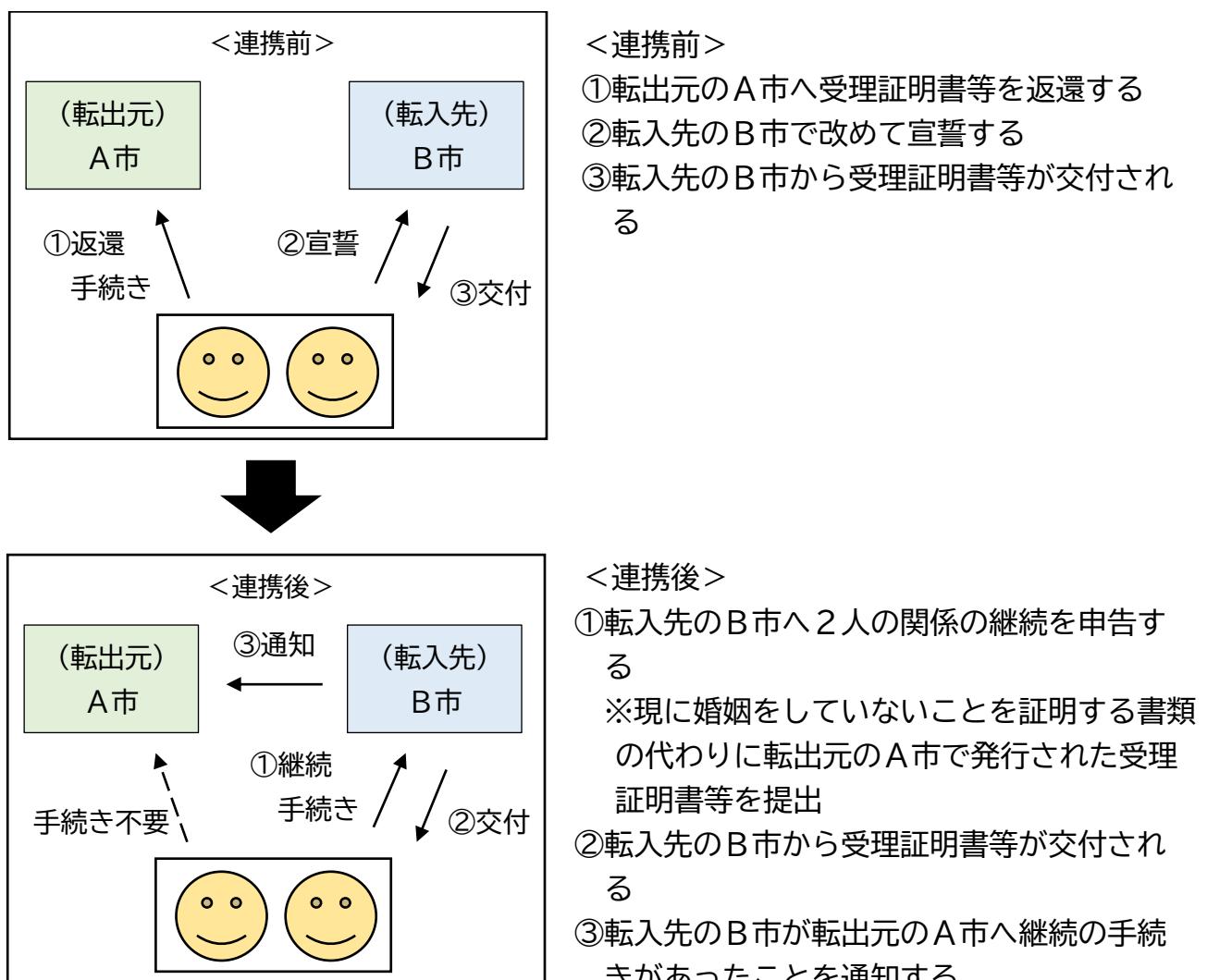
自治体間連携

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の利用者が連携先自治体間で住所を異動する場合は、手続きの簡素化を行っています。

(1) 手続き簡素化の内容

- ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の利用者が連携先自治体間で住所の異動を行う場合、転出元自治体への受理証明書等の返還手続を省略することができます。
- ・この場合、転出元自治体で交付した受理証明書を転入先の自治体への手続きに係る必要書類として、現に婚姻をしていないことを証明する書類（独身証明書等）の提出を省略することができます。

※簡素化される内容は、自治体により異なる場合があります。詳しくは、転入先の自治体へご確認ください。



(2) 対象者

岩倉市へ転入する前に連携先の自治体において宣誓に相当する行為をし、受理証明書等に相当する書類の交付を受けた者で、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の利用要件を満たす者

※利用要件について詳しくは、3ページの「制度を利用できる方」をご覧ください。

(3) 連携先自治体

連携先自治体は、岩倉市ホームページ「パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携について」をご覧ください。

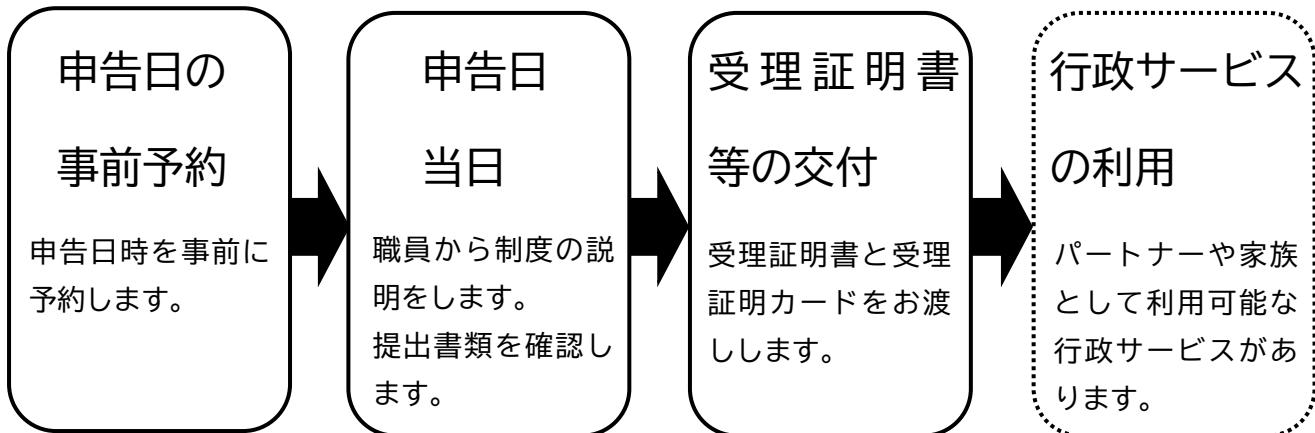
下記二次元バーコードを読み取り、該当のページにアクセスすることもできます。



※転出元自治体が連携先自治体に当たらない場合は、宣誓をしていただく必要があります。また、転入先の自治体が連携先自治体に当たらない場合は、返還の手続きが必要です。

岩倉市でのパートナーシップ等継続の手続き（申告）の流れ

申告とは…岩倉市へ転入する前に連携先の自治体において宣誓に相当する行為をし、受理証明書等に相当する書類の交付を受けた者が、引き続き岩倉市でパートナーシップ及びファミリーシップにあることを申し出ること。



（1）申告日の事前予約

岩倉市でパートナーシップ等の継続の手続き（申告）を希望される場合は、申告を希望する日の原則7日前までに、下記の申込フォームから予約をしてください。申込フォームでのお申込みが難しい場合は、電話にてお申込みください。

（岩倉市協働安全課 電話番号：0587-38-5803 ※平日8：30～17：00）

下記二次元バーコードを読み込むか、下記URLをブラウザのアドレスバーに入力してください。



<https://otetsuzuki.jp/iwakura-city/application-services/0ab1d496-9709-4404-b89d-f747fbff7a2b>

申込時には下記の確認事項をお伝えいただきます。確認事項をお伝えいただいた後、市から申告日時等の連絡をします。

- 申告されるお2人の氏名
- 連絡先（日中に連絡が取れる電話番号及びメールアドレスを教えてください。）
- 申告希望日（月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）の間で希望日を教えてください。）※調整のため、第5希望までお伝えください。状況等によりご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
- 申告希望時間（午前9時30分から午前11時までと午後1時30分から午後3時までの間で希望時間を教えてください。）

《次ページへ続く》

- 転出元の自治体名及び制度名
- 市外から市内への転入予定の有無（申告日時点） ●通称名の使用の有無
- ファミリーシップの宣誓の有無（子どもや三親等内の近親者等を家族として受理証明書等に記載することを希望しますか。）

（2）申告日当日

予約の日時に申告に必要な書類（次ページに記載）をご持参のうえ、お2人で指定の場所までお越しください。（個室を用意します。）

（3）パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等の交付

申告書などの必要書類を提出後、1週間程度で受理証明書等を交付します。

※申告書提出後、内容確認等に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

交付書類	交付数
岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書	1
岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード	2※

※…ファミリーシップに含める近親者等が受理証明カードの交付を希望し、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード交付申出書を提出した場合、近親者等へ受理証明カードを交付します。

●市内へ転入予定者の申告について

申告日当日時点でお2人とも岩倉市内に住所がない場合、転入予定者受付票を交付します。

申告日当日から3か月以内に市内に転入し、以下の書類を提出してください。

提出書類
・転入予定者受付票
・岩倉市内への転入の事実を証明する書類
（住民票の写しまたは住民票記載事項証明書）※提出日以前3か月以内に発行されたもの

転入の事実が確認できた後に受理証明書等を交付します。

（4）制度利用者が活用可能な岩倉市の行政サービス

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度及び愛知県ファミリーシップ宣誓制度の利用者が活用可能な行政サービスについては、岩倉市ホームページをご覧いただくな、市役所6階協働安全課までお問い合わせください。

申告に必要な書類

申告日当日には、以下の（2）～（9）の書類をお持ちください。

（1）パートナーシップ・ファミリーシップ継続申告書

申告日当日にご記入いただきます。

（2）お2人の「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」

※申告日以前3か月以内に発行のもの。

※個人番号（マイナンバー）、本籍、住民票コードの記載は不要です。

※お2人が同一世帯になっている場合は、世帯全員の記載があれば、1通で構いません。

※市内へ転入予定の方は（3）の書類を提出してください。

（3）「転出証明書の写し」等その事実が確認できる書類

※市内へ転入予定の方のみ。

（4）岩倉市への転入前に連携先自治体において交付された受理証明書等に相当する書類

（5）お2人の本人確認書類（提示のみ）

顔写真付きのものは1点、顔写真がないものは2点お持ちください。

※有効期間、有効期限の定めがあるものについては、その有効期間内、有効期限までのもの。

1点の提示で足りるもの	2点の提示で足りるもの
<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード（マイナンバーカード）・運転免許証・在留カード・その他、官公署が発行した免許証、許可書、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険、健康保険等の被保険者証・年金手帳・国民年金、厚生年金保険の年金証書・学生証、法人が発行した身分証明書

(6) 通称名を使用していることを確認できる書類

※性別違和感等の理由により、通称名の使用を希望する場合のみ。

※受理証明書や受理証明カードの裏面には戸籍上の氏名が記載されます。

通称名で届いた郵便物や通称名が記載された会員証、診察券、社員証、学生証など

(7) 近親者等である事実が確認できる書類

※ファミリーシップを宣誓する場合のみ。

※宣誓日以前3か月以内に発行されたもの。

「戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）」または「戸籍全部事項証明書」など

（上記（2）、（4）の書類で確認できる場合は省略できます。）

(8) 近親者等の記載に関する同意書

※15歳以上の近親者等のファミリーシップを宣誓する場合のみ。

※15歳以上の近親者等本人の署名が必要です。

※15歳以上の近親者等本人の本人確認書類の写しを添付してください。

(9) 岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード 交付申出書

※ファミリーシップに含める近親者等が受理証明カードの交付を希望する場合のみ。

Q & A

Q1 岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか。

結婚は、民法に定める法律行為です。相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

一方、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市独自の要綱に基づいて実施されるものであり、法的な効力はありません。

Q2 なぜ制度を導入するのですか。

当制度は、様々な事情によって婚姻制度や養子縁組制度を利用できないことから悩みや生きづらさを抱える市民が少しでもその悩みや生きづらさを和らげ、安心して生活できるよう尊重することを目的としています。

また、当制度の制定により、一人ひとりが人権について考え、性の多様性への理解を深める機会となることを願って制度を導入しました。

Q3 ファミリーシップだけの宣誓をすることはできますか。

お2人がパートナーシップの関係にあることが前提となるため、できません。

ただし、パートナーシップの宣誓をした後に、子どもが生まれるなど、新たに近親者等をファミリーシップに含めることはできます。詳しくは、9ページの「宣誓後の手続等（ウ）近親者等の追加の場合」をご覧ください。

Q4 宣誓（申告）は、同性のパートナーとしかできませんか。

利用の要件を満たしていれば、一方または双方が性的マイノリティのカップルのほか、事実婚の関係の方でも宣誓（申告）できます。

Q5 養子縁組をしていても宣誓（申告）できますか。

民法に定める婚姻ができないことを理由とした養子縁組を行う方がいる状況を考慮し、宣誓者同士が養子縁組をしていても宣誓（申告）することができます。

Q6 外国で同性婚をしている場合でも宣誓（申告）できますか。

日本国内では婚姻が成立していないため、宣誓（申告）することができます。

Q7 同居していないと宣誓（申告）できませんか。

必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した関係である必要があります。

Q8 岩倉市民でないと宣誓（申告）することができませんか。

住所については、以下の場合に宣誓（申告）することができます。

- ・お2人のうち少なくとも1人が岩倉市内に住所を有している
- ・お2人が岩倉市内に住所を有していないなくても宣誓日から3か月以内にお2人またはお2人のうち1人が岩倉市へ転入を予定している

岩倉市へ転入を予定している方は、宣誓（申告）時に「転出証明書の写し」等その事実が確認できる書類を提出する必要があります。

また、宣誓（申告）日当日時点でお2人とも岩倉市内に住所がない場合は、転入予定者受付票を交付します。宣誓（申告）後は、宣誓（申告）日当日から3か月以内に市内に転入し、以下の書類を提出してください。

- ・転入予定者受付票
 - ・市内への転入の事実を証明する書類（住民票の写しまたは住民票記載事項証明書）
- 転入の事実が確認できた後に受理証明書等を交付します。

Q9 宣誓（申告）する際に費用はかかりますか。

宣誓（申告）や受理証明書等の交付について費用はかかりません。ただし、宣誓（申告）をする際に必要な書類（住民票の写しや戸籍個人事項証明書等）の交付に係る手数料は自己負担になります。

Q10 通称名を利用できますか。

性別違和その他市長が特に理由があると認めるときは、戸籍上の氏名に代えて通称名を使用することができます。ただし、宣誓書、申告書の裏面には戸籍上の氏名をご記入いただき、受理証明書等の裏面部分については、戸籍上の氏名が記載されます。

通称名の利用を希望する場合は、通称名を使用していることを確認できる書類（通称名で届いた郵便物や通称名が記載された会員証、診察券、社員証、学生証など）をお持ちいただく必要があります。

Q11 郵送やメールでも宣誓（申告）ができますか。

郵送やメールでの宣誓（申告）はできません。お2人の意思確認をする必要があるため、お2人で指定の場所までお越しください。

Q12 代理人でも宣誓（申告）ができますか。

代理人では宣誓（申告）することはできません。お2人の意思確認をする必要があるため、パートナーシップの関係にあるお2人で指定の場所までお越しください。

Q13 宣誓書や申告書、近親者等の記載に関する同意書の記入は代筆でもよいですか。

宣誓書や申告書、近親者等の記載に関する同意書は本人の署名が必要ですが、自ら記入ができない場合は他の者が代筆することができます。

Q14 個室で宣誓（申告）することはできますか。

個室で宣誓（申告）できます。ただし、部屋の空き状況によってご希望の日時に対応できない場合もありますので、ご了承ください。

Q15 受理証明書等はどこで使えますか。

当制度は、市の要綱に基づいて実施されるものであり、法的効力はありませんが、市役所の手続でパートナーや家族として利用できる行政サービスがあります。制度利用者が活用可能な岩倉市の行政サービスについては、岩倉市ホームページをご覧いただくか、市役所6階協働安全課までお問い合わせください。

民間のサービスにおいては、事業者によって取扱いが違いますので、各事業者に直接お問い合わせください。

Q16 受理証明書等に有効期限はありますか。

有効期限はありません。ただし、宣誓（申告）書等に記入した内容に変更が生じた場合は、変更の手続きを行っていただき、変更した受理証明書等を交付する場合があります。

Q17 受理証明書等は、公的な本人確認書類として使用できますか。

受理証明書等は法的効力を有するものではないため、本人確認書類として使用できません。

受理証明書等は、パートナーシップ（お互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した2人の関係）やファミリーシップ（パートナーシップにある2人の双方又は一方の実子又は養子を始めとした近親者等を含め、家族であることを約束した関係）にあることを市に宣誓（申告）し、市が宣誓（申告）書を受理したことを証するものです。

なお、受理証明書等は、利用できる行政サービスの必要書類を省略できるものではありません。行政サービスを受ける際には、行政サービスの担当課の指示に従ってください。

Q18 2人とも岩倉市を転出する場合はどうしたらよいですか。

お2人とも岩倉市に住所を有さなくなった場合は、利用要件を満たさなくなるため、返還の手続きが必要です。ただし、連携自治体へ転出した場合は返還の手続きは不要です。詳しくは、10ページ「受理証明書等の返還」や12ページ「自治体間連携」をご覧ください。

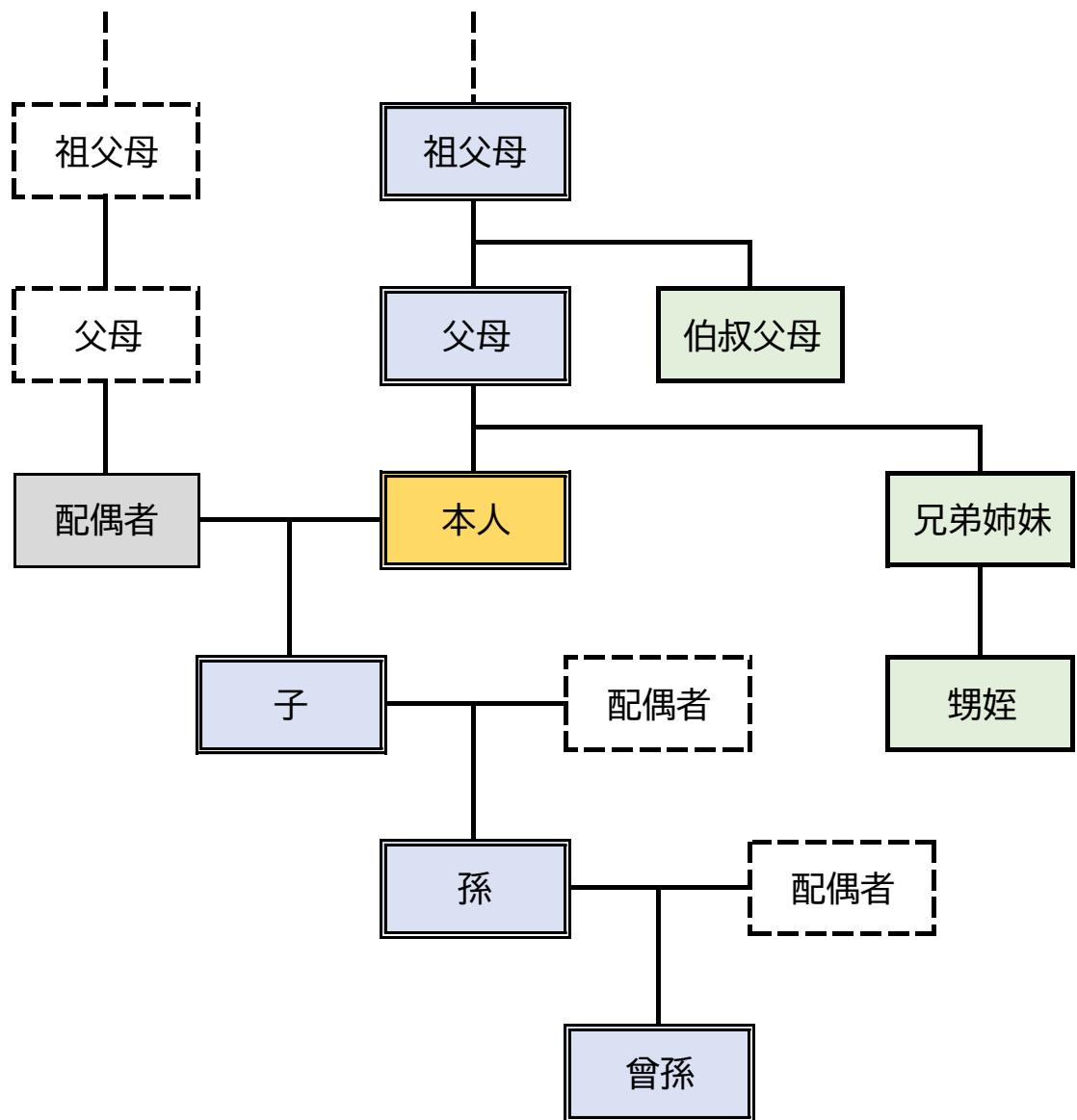
Q19 愛知県のファミリーシップ宣誓制度の受理証明書等は岩倉市でも使えますか。

愛知県ファミリーシップ宣誓制度の利用者も本市制度の利用者と同じく、受理証明書等を提示等し、パートナーや家族として利用できる行政サービスがあります。活用可能な岩倉市の行政サービスについては、岩倉市ホームページをご覧いただくか、市役所6階協働安全課までお問い合わせください。

パートナーシップの宣誓ができない関係

参考

(本人から見て次の関係の方は宣誓できません)



直系血族

3親等内の傍系血族

直系姻族

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

【問合先】 岩倉市 市民協働部 協働安全課 市民協働グループ（市役所6階）
TEL：0587-38-5803
FAX：0587-66-6380
Email：kyoudouanzen@city.iwakura.lg.jp